西宮市立運動施設の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立運動施設について、次のとおり指定管理者を指定しました。

1. 対象施設

7	
位置	名 称
西宮市河原町1番16号	西宮市立中央体育館
西宮市神祇官町2番6号	西宮市立中央体育館分館
西宮市山口町阪神流通センター1丁目	西宮市立流通東体育館
5番地1	
西宮市今津真砂町1番4号	西宮市立今津体育館
西宮市上田西町4番43号	西宮市立鳴尾体育館
西宮市上大市5丁目15番25号	西宮市立甲武体育館
西宮市樋之池町11番33号	西宮市立北夙川体育館
西宮市東山台5丁目10番地1	西宮市立塩瀬体育館
西宮市河原町2番	西宮市立陸上競技場
西宮市河原町2番	西宮市立中央多目的グラウンド
西宮市山口町船坂1958番地11	西宮市立山口町船坂多目的グラウンド
西宮市中屋町8番	西宮市立中央テニスコート
西宮市山口町阪神流通センター3丁目	西宮市立流通東テニスコート
1番地1	
西宮市樋之池町11番	西宮市立樋之池テニスコート
西宮市東山台5丁目1番地	西宮市立塩瀬テニスコート
西宮市神祇官町2番	西宮市立中央体育館分館野球場
西宮市山口町阪神流通センター1丁目	西宮市立流通東野球場
8番地	
西宮市塩瀬町名塩高座4441番地	西宮市立高座山野球場
西宮市樋之池町11番	西宮市立樋之池プール
	-

2. 指定管理者として指定した団体

団体名 公益財団法人 西宮スポーツセンター 代表者 理事長 田 中 厚 弘

所在他 西宮市河原町1番24号

3. 指定管理者に行わせる業務

(1) 運動施設 (駐車場を除く。) の使用の許可に係る申請の受理及び許可書の交付に

関する業務

- (2) 運動施設(駐車場を除く。)の使用料の徴収、減免及び還付に関する業務
- (3) 駐車場の使用料の徴収、減免に関する業務
- (4) 運動施設の使用の制限に関する業務
- (5) 運動施設及び設備の維持管理業務
- (6) その他運動施設設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4. 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで